

かると

医療費などの制度が変わります

平成18年度医療費制度改革に伴い、医療費などが次のとおり変更となります。

	現行制度	改正に伴う変更部分	実施時期																												
70歳以上の方の医療費自己負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 1割負担 ● 現役並み所得のある方とその家族は2割負担 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現役並み所得のある方とその家族は3割負担 	H18.10.1																												
70歳以上の方の負担区分判定方法	現役並み所得 <ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険加入世帯の中で課税所得額が145万円以上ある方がいる場合で、70歳以上の方の収入が一人で484万円以上、2人以上の合計額で621万円以上ある世帯。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険加入世帯の中で課税所得額が145万円以上ある方がいる場合で、70歳以上の方の収入が一人で383万円以上、2人以上の合計額で520万円以上ある世帯。 	H18.8.1																												
	低所得区分Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険加入世帯で、加入者全員の所得額が0円で、公的年金等収入額が65万円未満の方。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険加入世帯で、加入者全員の所得額が0円で、公的年金等収入額が80万円未満の方。 	H18.8.1																												
高額療養費の自己負担限度額	70歳以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自己負担限度額(外来+入院)</th> </tr> <tr> <th>現役並み所得のある方</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得者</td> <td>40,200円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>72,300円(※1) (40,200円)</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td></td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自己負担限度額(外来+入院)		現役並み所得のある方	一般	低所得者	40,200円	12,000円	低所得Ⅱ	72,300円(※1) (40,200円)	24,600円	低所得Ⅰ		15,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自己負担限度額(外来+入院)</th> </tr> <tr> <th>現役並み所得のある方</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得者</td> <td>44,400円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>80,100円(※1) (44,400円)</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td></td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自己負担限度額(外来+入院)		現役並み所得のある方	一般	低所得者	44,400円	12,000円	低所得Ⅱ	80,100円(※1) (44,400円)	24,600円	低所得Ⅰ		15,000円	H18.10.1
			自己負担限度額(外来+入院)																												
現役並み所得のある方		一般																													
低所得者	40,200円	12,000円																													
低所得Ⅱ	72,300円(※1) (40,200円)	24,600円																													
低所得Ⅰ		15,000円																													
	自己負担限度額(外来+入院)																														
	現役並み所得のある方	一般																													
低所得者	44,400円	12,000円																													
低所得Ⅱ	80,100円(※1) (44,400円)	24,600円																													
低所得Ⅰ		15,000円																													
70歳未満 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得者(※4)</td> <td>139,800円(※2) (77,700円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>72,300円(※3) (40,200円)</td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>35,400円 (24,600円)</td> </tr> </tbody> </table>		自己負担限度額	上位所得者(※4)	139,800円(※2) (77,700円)	一般	72,300円(※3) (40,200円)	非課税	35,400円 (24,600円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得者(※4)</td> <td>150,000円(※2) (83,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>80,100円(※3) (44,400円)</td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>35,400円 (24,600円)</td> </tr> </tbody> </table>		自己負担限度額	上位所得者(※4)	150,000円(※2) (83,400円)	一般	80,100円(※3) (44,400円)	非課税	35,400円 (24,600円)	H18.10.1													
	自己負担限度額																														
上位所得者(※4)	139,800円(※2) (77,700円)																														
一般	72,300円(※3) (40,200円)																														
非課税	35,400円 (24,600円)																														
	自己負担限度額																														
上位所得者(※4)	150,000円(※2) (83,400円)																														
一般	80,100円(※3) (44,400円)																														
非課税	35,400円 (24,600円)																														

『お問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です

75歳以上の方(老人保健受給者)の所得の判定は、住民基本台帳の登録世帯などで行います。

低所得Ⅱは、国民健康保険加入世帯で、世帯の全員が住民税非課税の方。

- ※1 医療費が26万7,000円(9月30日までは36万1,500円)を超えるときは、超えた額の1%を加算。
- ※2 医療費が50万円(9月30日までは46万6,000円)を超えるときは、超えた額の1%を加算。
- ※3 医療費が26万7,000円(9月30日までは24万1,000円)を超えるときは、超えた額の1%を加算。
- ※4 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯。

表内の()内は同じ世帯で、過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額。

高齢者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置について (8月1日から2年間)

- ① 公的年金等控除の縮減や高齢者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方に対して、医療費の自己負担限度額を一般並みに据え置きます。
- ② 低所得者世帯の自己負担限度額は、世帯員全員が住民税非課税者の場合に適用されますが、高齢者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部が課税者(例えば夫)となるが、一部(例えば妻)が非課税者の場合、非課税者(例えば妻)が70歳以上の場合について低所得Ⅱ区分の限度額を適用します。

お問い合わせ 国保・年金グループ (☎85 1771)